

※この法令は廃止されています。

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 目次	百九十三条の規定に基づき、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則を次のように定める。
第一章 総則（第一条～第七条の二） 第二章 中間貸借対照表 第一節 総則（第八条～第十条） 第二節 資産（第十一条～第二十五条） 第三節 負債（第二十六条～第三十一条の三） 第四節 純資産（第三十二条～第三十六条の三） 第五節 雜則（第三十七条～第三十八条の三） 第三章 中間損益計算書 第一節 総則（第三十九条・第四十条） 第二節 売上高及び売上原価（第四十一条～第四十三条） 第三節 販売費及び一般管理費（第四十四条～第四十五条） 第四節 営業外収益及び営業外費用（第四十一条～第四十八条） 第五節 特別利益及び特別損失（第四十九条～第五十一条） 第六節 中間純利益又は中間純損失（第五十一条～第五十三条） 第七節 雜則（第五十四条～第五十七条の六十三条）	第一章 総則（第一条～第七条の二） 第二章 中間貸借対照表 第一節 総則（第八条～第十条） 第二節 資産（第十一条～第二十五条） 第三節 負債（第二十六条～第三十一条の三） 第四節 純資産（第三十二条～第三十六条の三） 第五節 雜則（第三十七条～第三十八条の三） 第三章 中間損益計算書 第一節 総則（第三十九条・第四十条） 第二節 売上高及び売上原価（第四十一条～第四十三条） 第三節 販売費及び一般管理費（第四十四条～第四十五条） 第四節 営業外収益及び営業外費用（第四十一条～第四十八条） 第五節 特別利益及び特別損失（第四十九条～第五十一条） 第六節 中間純利益又は中間純損失（第五十一条～第五十三条） 第七節 雜則（第五十四条～第五十七条の六十三条）
第四章 中間株主資本等変動計算書 第一節 総則（第五十八条・第五十九条） 第二節 株主資本（第六十条・第六十一条） 第三節 評価・換算差額等（第六十二条～第六十二条）	第一節 総則（第五十八条・第五十九条） 第二節 株主資本（第六十条・第六十一条） 第三節 評価・換算差額等（第六十二条～第六十二条）
第五章 中間キャッシュ・フロー計算書 第一節 総則（第六十九条～第七十一条） 第二節 中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第七十二条～第七十三条）	第一節 総則（第五十八条・第五十九条） 第二節 株主資本（第六十条・第六十一条） 第三節 評価・換算差額等（第六十二条～第六十二条）
第六節 雜則（第六十八条の二） 第五節 中間キャッシュ・フロー計算書 第一節 総則（第六十九条～第七十一条） 第二節 中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第七十二条～第七十三条）	第一節 総則（第五十八条・第五十九条） 第二節 株主資本（第六十条・第六十一条） 第三節 評価・換算差額等（第六十二条～第六十二条）

第一章 総則

引法（昭和二十三年法律第二

る発行者をいう。)のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社(以下「指定国際会計基準特定会社」という。)が提出する中間財務諸表

五 資金 現金（当座預金、普通預金その他の預金者が一定の期間を経ることなく引き出すこと）をいう。

第六章 指定国際会計基準特定会社の中間財務諸表（第七十四条・第七十五条）

第七章 外国会社の中間財務書類（第七十六条）

定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

三 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成三十一年大蔵省令第二十四号）第一条第一項に規定する事項等を定める。

三 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十五年大蔵省令第二十四号）第一条第一項に規定する中間連結財務諸表をいう。

四 キヤツシユ・フロー 資金の増加又は減少をいう。

五 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済法に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。第七十一条及び第七十三条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第七十一条及び第七十三条において同じ。）の額の合計額をいう。

六 デリバティブ取引 財務諸表等規則第八条第十四項に規定する取引をいう。

七 売買目的有価証券 財務諸表等規則第八条第二十項に規定する有価証券をいう。

八 満期保有目的の債券 財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する債券をいう。

九 その他有価証券 財務諸表等規則第八条第二十二項に規定する有価証券をいう。

十 自己株式 中間財務諸表提出会社が保有する中間財務諸表提出会社の株式をいう。

十一 自社の株式 中間財務諸表提出会社の株式をいう。

十二 自社株式オプション 財務諸表等規則第八条第二十五項に規定する自社株式オプションをいう。

十三 ストック・オプション 財務諸表等規則第八条第二十六項に規定するストック・オプションをいう。

十四 企業結合 財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業結合をいう。

十五 取得企業 財務諸表等規則第八条第二十八項に規定する企業をいう。

十六 被取得企業 財務諸表等規則第八条第一十九項に規定する企業をいう。

十七 結合企業 財務諸表等規則第八条第三十 一項に規定する企業をいう。	十八 被結合企業 財務諸表等規則第八条第三十二項に規定する企業をいう。	十九 結合後企業 財務諸表等規則第八条第三十三項に規定する企業をいう。
二十 結合当事企業 財務諸表等規則第八条第三十四項に規定する企業をいう。	二十一 逆取得 財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する逆取得をいう。	二十二 共通支配下の取引等 財務諸表等規則第八条第三十七項に規定する共通支配下の取引等をいう。
二十三 事業分離 財務諸表等規則第八条第三十八項に規定する事業分離をいう。	二十四 分離元企業 財務諸表等規則第八条第三十九項に規定する企業をいう。	二十五 分離先企業 財務諸表等規則第八条第四十項に規定する企業をいう。
二十六 金融商品 財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。	二十七 資産除去債務 財務諸表等規則第八条第四十二項に規定する資産除去債務をいう。	二十八 会計方針 中間財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続をいう。
二十九 表示方法 中間財務諸表の作成に当たって採用した表示の方法をいう。	三十 会計上の見積り 資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、中間財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。	三十一 会計方針の変更 一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。
三十二 表示方法の変更 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいう。	三十三 会計上の見積りの変更 新たに入手可能となつた情報に基づき、前事業年度以前の財務諸表又は前中間会計期間以前の中間財務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積りを変更することをいう。	三十四 誤謬(誤り) その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、中間財務諸表作成時又は財務諸表作成時に入手可能な情報を変更することをいう。

（中間財務諸表の反映することをいう。）		
第三条 中間財務諸表作成の一一般原則		
中間財務諸表は、中間会計期間に係る中間財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して、有用な情報提供するものでなければならない。		
三十七 修正再表示 前事業年度以前の中間財務諸表又は前中間会計期間以前の中間財務諸表における誤謬(誤り)の訂正を財務諸表又は中間財務諸表に反映することをいう。		

（比較情報の作成）		
第三条の二 当中間会計期間に係る中間財務諸表		
は、当該中間財務諸表の一部を構成するものとして比較情報(次の各号に掲げる中間財務諸表の区分に応じ、当該中間財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項)を含めて作成しなければならない。		
一 中間貸借対照表 前事業年度に係る事項		
二 中間損益計算書 前中間会計期間に係る事項		
三 中間株主資本等変動計算書 前中間会計期		
（重要な会計方針の注記）		
四条 会計方針について 中間財務諸表作成のための基礎となる事項であつて、投資者その他の中間財務諸表の利用者の理解に資するものの中間財務諸表の利用者に対する注記しなければならない。ただし、重要なものについては、注記を省略することができる。		

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）		
第五条 会計基準等 (財務諸表等規則第八条の三第一項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。)の改正等をいう。次条において同じ。)に伴い会計方針の変更を行つた場合(当該会計基準等に遡及適用に関する経過措置が規定されない場合に限る)には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合は、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。		
二 当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項		
イ 当該会計基準等の名称		
ロ 当該会計方針の変更の内容		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項		
イ 当該会計基準等の名称		
ロ 当該会計方針の変更の内容		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額		
ヘ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由		
ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日		
ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額		
二 当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定可能な影響額		
ホ 中間会計期間の開始		

いう。第四項において同じ。)が適用されないものに限る。)については、取引の対象物(通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次項において同じ。)の種類ごとの中間貸借対照表における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間貸借対照表における時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができます。前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間貸借対照表における契約額又は契約において定められた元本相当額及び中間貸借対照表における時価を注記することができる。

第一項に規定する事項は、取引(先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。)の種類、市場取引(財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する市場取引をいう。)又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、中間貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

第二項に規定する事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象(財務諸表等規則第八条第六十九項に規定するヘッジ対象をいう。)及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

(税効果会計の適用)

第五条の六 法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税(以下「法人税等」という。)については、税効果会計(中間貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の中间純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。)を適用して中間財務諸表を作成しなければならない。

第五条の七 中間連結財務諸表を作成していない会社にあつては、次の各号に掲げる場合の区分（持分法損益等の注記）

に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号に定める事項については、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

二 関連会社がある場合 関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額

二 開示対象特別目的会社（財務諸表等規則第八条の九第二号に規定する開示対象特別目的会社をいう。以下この号において同じ。）がある場合 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

（ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記）

第五条の八 財務諸表等規則第八条の十四の規定は、ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。この場合において、同一条第一項第一号中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（ストック・オプションに関する注記）

第五条の九 前条の規定のほか、中間会計期間においてストック・オプションを付与した場合は、当該ストック・オプションについて、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当該ストック・オプションの付与による影響が、中間財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況にとつて重要でないと認められる場合には、注記を省略することができる。

一 付与対象者の役員、従業員などの区分ごとの人数

二 株式の種類別のストック・オプションの付与数

三 付与日

四 権利確定条件（権利確定条件が付されない場合にはその旨）

五 対象勤務期間（対象勤務期間の定めがない

表提出会社」と同号口中「税引前当期純利益
金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは
「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失

<p>第五条の十一 財務諸表等規則第八条の十八の規定は、逆取得となる企業結合が行われた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「事業年度」とあるのは、「中間会計期間」と同様に「中間貸借対照表」とあるのは、「中間貸借対照表」と同条第二項中「貸借対照表」とあるのは、「中間貸借対照表」とあるのは、「中間損益計算書」と同項第一号中「財務諸表提出会社」とあるのは、「中間財務諸表提出会社」として記載する方法</p>	<p>二 契約単位で記載する方法 前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げるストック・オプションについては複数契約を集約して記載してはならない。</p>	<p>三 対象勤務期間及び権利行使期間が概ね類似しているとはいえないストック・オプションについて記載してはならない。</p>	<p>四 付与対象者の区分、権利確定条件の内容、ヨンと公開後に付与したストック・オプション</p>	<p>三 権利行使価格の設定方法が著しく異なるストック・オプション</p>	<p>二 株式の公開前に付与したストック・オプションと公開後に付与したストック・オプション</p>	<p>一 前項の注記は、次のいずれかの方法で記載しなければならない。</p>

いて準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第三項中「連結財務諸表」と

金額」と、「当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは、「中間純利益金額又は中間純損失金額」と、「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは、「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と、同項第一号中「財務諸表提出会社」とあるのは、「中間財務諸表提出会社」と、同条第四項中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは、「中間会計期間の末日後」と、「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

2 財務諸表等規則第八条の十九の規定は、他の企業の取得による企業結合が複数の取引によって行われた場合について準用する。この場合において、同条中「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と、同条第一項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同項第三号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第二項中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と読み替えるものとする。
(共通支配下の取引等の注記)

記する方法その他これに類する方法によつて、当該注記との関連を明らかにしなければならない。
 第七条の二 中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位又は千円単位をもつて表示するものとする。

第二章 中間貸借対照表

第一節 総則

(中間貸借対照表の記載方法)

第八条 中間貸借対照表の記載方法は、本章の定めるところによる。

第九条 中間貸借対照表は、様式第四号により記載するものとする。

(資産、負債及び純資産の分類記載)

第九条 資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。

(科目の記載の配列)

第十条 資産及び負債の科目の記載の配列は、流动性配列法によるものとする。

(資産の分類)

第十一條 資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類し、更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類して記載しなければならない。

(各資産の範囲)

第十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十三条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内」として記載しなければならない。

(流动資産の区分表示)

第十三条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

- 一 現金及び預金
- 二 受取手形、売掛金及び契約資産
- 三 リース債権(通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等(財務諸表等)

規則第八条の十第一項第九号に規定する破産更生債権等をいう。次号において同じ。)で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。)

四 リース投資資産(通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。)

五 有価証券

六 棚卸資産(財務諸表等規則第十五条第五号から第十号までに掲げるものをいう。)

七 その他

八 前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示することが適當であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

九 第一項第八号の資産のうち、その金額が資産の総額の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

十 第一項第八号の資産のうち、その金額が資産の総額の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

十一 第一項第八号の資産のうち、その金額が資産の総額の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

十二 第一項第八号の資産のうち、その金額が資産の総額の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

十三 第一項第八号の資産のうち、その金額が資産の総額の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

十四 第一項第八号の資産のうち、その金額が資産の総額の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

十五 第一項第八号の資産のうち、その金額が資産の総額の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

十六 第一項第八号の資産のうち、その金額が資産の総額の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

十七 第一項第八号の資産のうち、その金額が資産の総額の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

十八 第一項第八号の資産のうち、その金額が資産の総額の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

十九 第一項第八号の資産のうち、その金額が資産の総額の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

二十 第一項第八号の資産のうち、その金額が資産の総額の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

二十一 第一項第八号の資産のうち、その金額が資産の総額の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

二十二 第一項第八号の資産のうち、その金額が資産の総額の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

二十三 第一項第八号の資産のうち、その金額が資産の総額の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

(減損損失累計額の表示)

第十七条の二 財務諸表等規則第二十六条の二の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。この場合において、同条額

五項中「財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第十八条 無形固定資産に属する資産は、これを一括し、無形固定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、無形固定資産に属する資産を適當と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

第十九条 財務諸表等規則第三十条の規定は、無形固定資産について準用する。

(投資その他の資産の区分表示)

第二十条 投資その他の資産に属する資産は、これを一括し、投資その他の資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

二十一 財務諸表等規則第三十四条において準用する同令第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

二十二 第十六条第二項の規定は、投資その他の資産について準用する。

(投資その他の資産に属する引当金の表示)

二十三 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

二十四 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

二十五 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

二十六 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

二十七 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

二十八 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

二十九 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

三十 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

三十一 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

三十二 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

三十三 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

三十四 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

三十五 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

三十六 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

三十七 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

三十八 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

三十九 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

四十 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

四十一 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

四十二 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

四十三 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

四十四 第二十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に属する資産に相当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

(担保資産の注記)

第二十四条 財務諸表等規則第四十三条の規定は、担保に供されている資産について準用する。

第二十五条 削除

(負債の分類)

第二十六条 負債は、流動負債及び固定負債に分類して記載しなければならない。

(各負債の範囲)

第二十七条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで及び第五十一条から第五十二条の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七条、第四十八条の二及び第四十九条の三の規定中「二年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内」として記載しなければならない。

(短期借入金(金融手形及び当座借越を含む))

二十一 第二十九条の規定は、支払手形

二十二 第二十九条の規定は、買掛金

二十三 第二十九条の規定は、短期借入金(金融手形及び当座借越を含む)。ただし、株主、役員又は従業員からの短期借入金を除く。

(短期借入金を除く)

(流动負債の区分表示)

第二十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げ

る項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付

した科目をもつて掲記しなければならない。

(流动負債の区分表示)

第三十条 流動負債に属する負債は、次に掲げ

る項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付

した科目をもつて掲記しなければならない。

(流动負債の区分表示)

第三十二条 流動負債に属する負債は、次に掲げ

る項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付

した科目をもつて掲記しなければならない。

(流动负债の区分表示)

第三十三条 流動負債に属する負債は、次に掲げ

る項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付

した科目をもつて掲記しなければならない。

(流动负债の区分表示)

第三十四条 流動負債に属する負債は、次に掲げ

る項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付

した科目をもつて掲記しなければならない。

(流动负债の区分表示)

2 中央省庁等改革のための金融庁関係政令等の整備に関する政令（平成十二年政令第二百四十四号）第五条の規定による改正前の企業会計審議会により公表された基準は、同令第一条の規定による改正後の企業会計審議会により公表された基準とみなして、この府令による改正後の財務諸表等の監査証明に関する總理府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第三条第三項、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条、第二項、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十号）第一条第二項、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）第一条第二項及び中間連続財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）第一条第二項の規定を適用する。

附 則（平成一二年一〇月一〇日總理府
令第一一六号）

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

2 中央省庁等改革のための内閣関係政令等の整備に関する政令（平成十二年政令第三百三号）第九十三条の規定による改正前の企業会計審議会により公表された基準は、同条の規定による改正後の企業会計審議会により公表された基準とみなして、この府令による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第三条第三項、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第二項、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第二項、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第二項の規定を適用する。

附 則（平成一二年一月一七日總理府
令第一三七号）抄
(施行期日)

第一条 この府令は、平成十三年六月一日から施行する。
(様式に係る経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号から様式第十三号まで、第二条の規定による改正前の外國債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第三号様式から第五号様式まで、第三条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式から第五号の三様式まで及び第八号様式から第十号の二様式まで、第四条の規定による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号から様式第十号まで、第五条の規定による改正前の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法から第十三号の二様式まで並びに第七条の規定による改正前の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号から様式第八号までについては、平成十五年五月三十日までの間ににおいて、開示用電子情報処理組織を使用せず又は磁気ディスクの提出によらず流通開示手続を行う場合には、なお効力を有するものとする。

**附 則 (平成一三年九月二十五日内閣府令
第七六号) 抄**

(施行期日)

第一条 この府令は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十三年十月一日、以下「施行日」という。）から施行する。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この府令第七条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）は、施行日以後終了する中間会計期間に係る中間財務諸表のうち、施行日以後に提出される有価証券届出書及び定期報告書に記載されるものについては、新中間財務諸表等規則の規定を適用して作成することができる。

1 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年三月二六日内閣府令第一〇号）

この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

この府令の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、施行日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表のうち施行日以後に終了する中間会計期間に係るものについては、新中間財務諸表等規則を適用して作成することができる。

3 施行日以後に提出される有価証券届出書及び半期報告書に記載される中間財務諸表のうち施行日から平成十四年九月三十日までに開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一四年三月二八日内閣府令第一七号）抄
(施行期日)

第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

（商法等の一部を改正する法律に関する経過措置）

第二条 商法等の一部を改正する法律（以下この条において「商法等改正法」という。）附則第三条第一項前段の規定によりなお従前の例によることとされた種類の株式は、商法等改正法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号。以下この条において「旧商法」という。）第二百四十二条第一項ただし書きの規定又は同条第二項の定款の定めにより当該株式につき株主が議決権を有するものとされる場合を除き、商法等改正法による改正後の商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式とみなして、この府令による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

2 商法等改正法附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株の受取権

は、新株予約権とみなして、この府令（第七十三条、第十二条、第十三条及び第四十一条を除く。以下この条において同じ。）による改正後の、そのぞれの府令による改正後のそれぞれの規定を適用する。

4 前項の新株引受権付社債を発行する際に旧商法第三百四十二条ノ十三第一項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権付社債とみなして、この府令による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

5 第二項の新株の引受権、第三項の転換社債若しくは新株引受権付社債又は前項の新株引受権証券についての第七条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、第十二条の規定による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則、第十三条の規定による改正前の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び第四十一条の規定による改正前の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定の適用については、なお従前の例による。（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年五月二二日内閣府令
第四四号）抄

（施行期日）
第一条 この府令は、平成十四年六月一日から施行する。

附 則（平成一四年一〇月一八日内閣府令
令第六六号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

4
平成十四年九月一日以後終了する事業年度等並びに中間会計期間及び中間連結会計期間（以下「中間会計期間等」という。）に係る財務諸表等並びに中間財務諸表及び中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）に適用し、同日前に終了する事業年度等及び中間会計期間等に係るものについては、なお前述の例による。ただし、同日前に終了する事業年度等及び中間会計期間等に係るもの（うちこの府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後提出する有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書等に記載されるものについては、新財務諸表等規則第六十八条の二の三の規定、新連結財務諸表等規則第四十二条第六項の規定、新中間財務諸表規則第三十六条の二の三の規定及び新中間連結財務諸表規則第四十四条第六項の規定を適用することができる。

期間に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表について適用し、同日以前に開始するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成一六年一月三〇日内閣府令第五号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

この府令による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則並びに中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則は、平成十六年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表及び中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用する。ただし、平成十七年三月三十一日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一八年四月二五日内閣府令第五号）抄

第五号)

期間に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表について適用し、同日以前に開始するものについては、なお従前の例による。

（以下「財務諸表等」という。）並びに同日以後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間等（以下「中間会計期間等」という。）に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）について適用し、同日前に開始する事業年度等及び中間会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度等及び中間会計期間等に係る財務諸表等及び中間財務諸表等のうち施行日以後提出する有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載されるものについては、新財務諸表等規則、新連結財務諸表等規則、新中間財務諸表等規則及び新中間連結財務諸表規則を適用することができる。

出する有価証券

附 則（平成一八年四月二十五日内閣府令
第五二号）抄

卷之二

の府令は、平成十八年五月一日から施

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に
関する規則の一部改正に伴う経過措置)
七条 第八条の規定による改正後の中間財務諸
表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
は、施行日以後終了する中間会計期間に係る中
間財務諸表について適用し、同日前に終了する
中間会計期間に係るものについては、なお従前
の例による。

附 則（平成一八年四月二六日内閣府令
第五六号）

帝は会社法(平成十七年法律第八十六)

査証明府令の規定を適用するものとする。

の施行の日から施行する。

方で作成して済み開示を規則化以
て新規則二二一〇、三三〇の規定二二二

（游行其上）

改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成

詔様式及び作風方派に関する規則（以）

等及び中間会計期間等に係るものについては、同日前に開始する事業年度等について適用し、同日前に開始する事業年度等にお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度等及び中間会計期間等に係るものの中間会計期間等に係るものには、有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載されるものについては、新財務諸表等規則第九十五条の五の規定、新中間財務諸表等規則第五十二条の規定、新連結財務諸表規則第六十五条の二の規定、新連結財務諸表規則第六十五条の二第一項及び第三項の規定並びに新中間連結財務諸表規則第六十五条の規定を適用することがある。

間財務諸表について適用し、同日前に終了する中間会計期間に係るものについては、なお從前の例による。

附 則（平成一八年四月二六日内閣府令
第五六号）

この府令は会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

第二条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）、第三条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）、第四条の規定による改正後の新規則（以下「新規則」という。）の施行の日から施行する。

附則（平成二五年二月二日内閣府令
第八号）抄

立月一日水道於行

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規定(以下「新中間財務諸表等規則」という。)の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第二条の二の改正規定、第五条の十から第十五条の十三までの改正規定、第五条の十四の改正規定(同条第一項第三号)を「同条第一項第四号」に改める部分(除く。)及び第五条の十五から第五条の十七までの改正規定

平成二十二年四月一日以後に行われる企

業結合及び事業分離について適用し、同日前

に応じ、当該各号に定めるところによる。

二 第二条の二の改正規定、第五条の十から第

十五条の十三までの改正規定、第五条の十四の

改正規定(同条第一項第三号)を「同条第一項

第四号」に改める部分(除く。)及び第五条の

十五から第五条の十七までの改正規定

平成二十二年四月一日以後に行われる企

業結合及び事業分離について適用し、同日前

に応じ、当該各号に定めるところによる。

三 第五条の二の改正規定、第五条の十から第

十五条の十三までの改正規定、第五条の十四の

改正規定(同条第一項第三号)を「同条第一項

第四号」に改める部分(除く。)及び第五条の

十五から第五条の十七までの改正規定

平成二十二年四月一日以後に行われる企

業結合及び事業分離について適用し、同日前

に応じ、当該各号に定めるところによる。

四 第二条の二の改正規定、第五条の十から第

十五条の十三までの改正規定、第五条の十四の

改正規定(同条第一項第三号)を「同条第一項

第四号」に改める部分(除く。)及び第五条の

十五から第五条の十七までの改正規定

平成二十二年四月一日以後に行われる企

業結合及び事業分離について適用し、同日前

に応じ、当該各号に定めるところによる。

五 第五条の二の改正規定、第五条の十から第

十五条の十三までの改正規定、第五条の十四の

改正規定(同条第一項第三号)を「同条第一項

第四号」に改める部分(除く。)及び第五条の

十五から第五条の十七までの改正規定

平成二十二年四月一日以後に行われる企

業結合及び事業分離について適用し、同日前

に応じ、当該各号に定めるところによる。

六 第五条の二の改正規定、第五条の十から第

十五条の十三までの改正規定、第五条の十四の

改正規定(同条第一項第三号)を「同条第一項

第四号」に改める部分(除く。)及び第五条の

十五から第五条の十七までの改正規定

平成二十二年四月一日以後に行われる企

業結合及び事業分離について適用し、同日前

に応じ、当該各号に定めるところによる。

第二章 中間会計期間に係る中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正規定

第一条

(施行期日)

間貸借対照表計上額を注記しなければならぬ。

3
新中間財務諸表等について、中間財務諸表に初めて採用する新財務諸表等規則第八条の二において、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において、新中間財務諸表等規則第八条の六の二第二項第三号に掲げる事項を記載する場合（投資信託等について、直前の事業年度に係る財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載している場合を除く。）には、当該中間財務諸表に含まれる比較情報（新中間財務諸表等規則第三条の二に規定する比較情報をいい、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する同号（投資信託等に係るものに限る。）に係るものに限る。）について記載することを要しない。

（投資信託等について中間財務諸表に付す）新中間財務諸表規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載する場合であつて、直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載している場合（同号ニ（2）（投資信託等に係るものに限る）に掲げる事項の記載を省略している場合に限る。）には、当該中間財務諸表に含まれる比較情報（新中間財務諸表等規則第三条の二に規定する比較情報をいい、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する同号ニ（2）（投資信託等に係るものに限る。）に係るものに限る。）について記載することを要しない。

附 則
（令和二年六月一二日内閣府令第
四六号）抄
（施行期日）

の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）第八条第六十九項、第八条の二、第八条の二の二、第八条の三の三、第八条の八及び第九条の規定、第二条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）第四条及び第五条の五の規定、第三条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新四半期財務諸表等規則」とい

う。) 第十条の規定、第四条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に

闇する規則（以下「新連結財務諸表規則」といふ。）第十三条第五項、第十三条の二、第十四条の四、第十五条の七、第十六条及び第四十三条の二の規定、第五条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間連結財務諸表規則」という。）第十条第五項及び第十七条の規定並びに第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新四半期連結財務諸表規則」という。）第十七条の規定は、令和三年三月三十一日以後終了する事業年度及び連結会計年度（以下「事業年度等」という。）に係る財務諸表及び連結財務諸表（以下「才務者等」という。）、同日

中間財務諸表（以下「中間財務諸表等」といふ。）同日以後終了する中間会計期間及び中間連結会計期間（以下「中間会計期間等」といふ。）に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」といふ。）並びに同日以後終了する事業年度等に属する四半期累計期間及び半期会計期間並びに四半期連結累計期間及び半期連結会計期間（以下「四半期累計期間等」といふ。）に係る四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表（以下「四半期財務諸表等」といふ。）について適用し、同日前に終了する事業年度等、中間会計期間等及び四半期累計期間等に係るものについては、なお従前の例によるただし、直近の事業年度等が令和二年三月三十日以後終了する事業年度等に係る財務諸表等

等、直近の中間会計期間等が同日以後終了する中間会計期間等に係る中間財務諸表等及び直近の四半期累計期間等が同日以後終了する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表等については、これらの規定を適用することができる。

四十九条、第五十四条の四、第七十二条及び
九十三条の規定並びに様式第五号及び様式第五
号の二、新中間財務諸表等規則第五条の二十五
三条、第十三条及び第三十一条の三の規定並び
様式第四号、新四半期財務諸表等規則第二十一
条の四及び第三十条の規定並びに様式第二号
新連結財務諸表規則第十五条の二十六、第二十二
三条、第三十七条、第四十条及び第五十五条の
規定並びに様式第四号、新中間連結財務諸表規
則第十七条の十八、第二十五条及び第四十三条

4 開始並びに様式第一号は、令和三年四月一日以後開始する事業年度等に係る財務諸表等、同日以後開始する中間会計期間等に係る中間財務諸表等及び同日以後開始する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表等について適用し、同日前に開始する事業年度等、中間会計期間等及び四半期累計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後開始する事業年度等に係る財務諸表等、同日以後開始する中間会計期間等に係る中間財務諸表等及び同日以後開始する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表等については、これらの規定を適用することができる。

第一項の規定により中間財務諸表に初めて充

中間財務諸表等規則の規定を適用する場合においては、
当該中間財務諸表に含まれる比較情報（新
中間財務諸表等規則第三条の二に規定する比較
情報をいう。以下この項において同じ。）に
いては、第一項の規定にかかわらず、第二条の
規定による改正前の中間財務諸表等の用語、様
式及び作成方法に関する規則の規定を適用して
作成することができる。この場合において、
該中間財務諸表に含まれる比較情報（新中間財
務諸表等規則第五条の二十三第一項において準
用する新財務諸表等規則第八条の三十二に係る
ものに限る。）について記載することを要した
い。

施行日前に直前の事業年度に係る財務諸表は、
平成三十年改正財務諸表等規則を適用する場合に
ては、

であつて、第一項の規定により新中間財務諸表等規則第一条の二第三十二号に規定する表示方法の変更として中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則の規定を適用するときには、新中間財務諸表等規則第五条の二の二第一項第三号に規定する事項について記載することを要し

附 則（令和三年二月三日内閣府令第十五条）
号抄
(施行期日)
第一条 この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。
(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第三条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条

第二十五項、同條第三十六項第四号、第八条十八第三項第四号、第五十九条、第六十七条

二、第一百条第一項、第一百四条の二、様式第一号、様式第五号の二、様式第七号及び様式第二号の二の規定、第五条の規定による改正後の会計財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第二条第二十一号、第四十二条、第四十三条の二の一、第七十一条第一項、第七十四条第二、様式第四号及び様式第六号の規定、第六条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語の規定及び作成方法に関する規則第三十二条、三十六条の二の四、第五十九条第一項、第六十三条の二、様式第四号及び様式第六号の規定、第十六条の規定による改正後の中間連結財務表の用語、様式及び作成方法に関する規則第十四条、第四十五条の二の二、第二十二条第一項

十四条 第四十五条の二の二 第七十二条第一項、第七十五条の二、様式第四号及び様式第二号の規定、第二十八条の規定による改正後の半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第十六条第三項、第四十八条、第五十条の二及び様式第二号の規定並びに第二十九条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の語、様式及び作成方法に関する規則第五十一条、第五十六条の二及び様式第二号の規定け、この府令の施行の日（以下「施行日」という。以後終了する事業年度及び連結会計年度（この条において「事業年度等」という。）による財務諸表及び連結財務諸表、同日以後終了する中間会計期間及び中間連結会計期間（以下の条において「中間会計期間等」という。）

係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表並び同日以後終了する事業年度等に属する四半期期間及び四半期会計期間並びに四半期連結期間及び四半期連結会計期間（以下この条において「四半期累計期間等」という。）に係る四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度等、中

会計期間等及び四半期累計期間等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和三年九月二四日内閣府令）

六一號抄

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。
(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法
に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の中間財務
表等の用語、様式及び作成方法に関する規

(以下この条及び次条第四項において「新中間財務諸表等規則」という。)の規定は、令和四年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和三年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について、新中間財務諸表等規則の規定を適用することができる。

前項の規定により中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則の規定を適用する場合(直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則の規定を適用している場合を除く。)には、当該中間財務諸表に含まれる比較情報(新中間財務諸表等規則第三条の二に規定する比較情報をいい、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の二第三項から第五項までに係るものに限る。)について記載することを要しない。

第一項の規定により中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則の規定を適用する場合であつて、直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則の規定を適用している場合(新財務諸表等規則第八条の六の二第五項第三号に掲げる事項の記載を省略している場合に限る。)には、当該中間財務諸表に含まれる比較情報(新中間財務諸表等規則第三条の二に規定する比較情報をいい、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において記載することを要しない。

第一項の規定により中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則の規定を適用する場合であつて、金融商品の時価の算定方法を変更した場合には、新中間財務諸表等規則第五条、第五条の二の三又は第五条の二の四に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

投資信託財産の計算に関する規則の適用を受ける信託財産について作成すべき中間財務諸表又は投資法人の計算に関する規則の適用を受ける投資法人が作成すべき中間財務諸表については、当分の間、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月二七日内閣府令第
二九号）抄

第一条 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

第二条 次に掲げる府令は、廃止する。

一 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の廃止

二 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十二年大蔵省令第三十
八号)

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に
関する規則等の廃止に伴う経過措置)

第三条 金融商品取引法等の一部を改正する法律
(以下「改正法」という。)附則第二条第一項若
しくは第三項若しくは第三条第一項又はこの附
則の規定によりなお従前の例によることとされ
る場合における前条の規定による廃止前の同条
各号に掲げる府令に定める財務計算に関する書
類の用語、様式及び作成方法については、なお
従前の例による。

第十九条 (罰則に関する経過措置)
この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

四 第一項の規定により中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則の規定を適用する場合であつて、直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則の規定を適用している場合(新財務諸表等規則第八条の六の二第五項第三号に掲げる事項の記載を省略している場合に限る。)には、当該中間財務諸表に含まれる比較情報(新中間財務諸表等規則第三条の二に規定する比較情報をいい、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において記載することを要しない。

第一項の規定により中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則の規定を適用する場合であつて、金融商品の時価の算定方法を変更した場合には、新中間財務諸表等規則第五条、第五条の二の三又は第五条の二の四に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

五 投資信託財産の計算に関する規則の適用を受ける信託財産について作成すべき中間財務諸表又は投資法人の計算に関する規則の適用を受ける投資法人が作成すべき中間財務諸表については、当分の間、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。

規則第一号 (改訂せよ) - 第二回 - 令和四年四月一日施行規則			
【改訂ノハシ】			
I. 附則合意範囲(自 年月日 直 年月日)			
1. 附則セグメントの概要			
2. 附則セグメントごとの売上高、利益又は損失、資本、負債その他の項目の会計処理方針			
3. 附則セグメントごとの売上高、利益又は損失、資本、負債その他の項目の会計処理方針			
(単位：円)			
売上高	外債償却への繰上額	その他	合計
外債償却への繰上額	×××	×××	×××
セグメント別外債償却額	×××	×××	×××
貢献度又は影響度	×××	×××	×××
セグメント別貢献度又は影響度	×××	×××	×××
損益(△)	×××	×××	×××
アコス	×××	×××	×××
セグメント別損益	×××	×××	×××
その他項目	×××	×××	×××
貢献度又は影響度	×××	×××	×××
セグメント別貢献度又は影響度	×××	×××	×××
外債償却	×××	×××	×××
(減損損失)	×××	×××	×××
外債償却	×××	×××	×××
外債償却用金への繰り戻し	×××	×××	×××
投資組合	×××	×××	××%
外債償却用金及び外債償却用金の増加額	×××	××%	××%
外債償却用金の増加額	××%	××%	××%

規則第一号 (改訂せよ) - 第二回 - 令和四年四月一日施行規則			
【改訂ノハシ】			
II. 附則合意範囲(自 年月日 直 年月日)			
1. 附則セグメントの概要			
2. 附則セグメントごとの売上高、利益又は損失、資本、負債その他の項目の会計処理方針			
3. 附則セグメントごとの売上高、利益又は損失、資本、負債その他の項目の会計処理方針			
(単位：円)			
売上高	外債償却への繰上額	その他	合計
外債償却への繰上額	×××	××%	××%
セグメント別外債償却額	××%	××%	××%
貢献度又は影響度	××%	××%	××%
セグメント別貢献度	××%	××%	××%
セグメント別影響度	××%	××%	××%
その他項目	××%	××%	××%
貢献度又は影響度	××%	××%	××%
セグメント別貢献度	××%	××%	××%
セグメント別影響度	××%	××%	××%
外債償却	××%	××%	××%
(減損損失)	××%	××%	××%
外債償却	××%	××%	××%
外債償却用金への繰り戻し	××%	××%	××%
投資組合	××%	××%	××%
外債償却用金及び外債償却用金の増加額	××%	××%	××%
外債償却用金の増加額	××%	××%	××%

樣式第二号

式第二号〈平成汽船今5・通算、令元月行令1・一部改正〉
認證證明】

前回会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）
1. 製品及びサービスごとの情報 (単位：円)

	外報顧客への売上高	外報顧客への売上高	外報顧客への売上高	外報顧客への売上高	合計
外報顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	

2. 地域ごとの情報

(単位：円)

xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
-----	-----	-----	-----	-----	-----

四、有形固定資產
(単位：円)

日本	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

3. 重要な顧客との情報
(複数: 田)

(単位：円)

· · · · ·	× × ×	· · · · ·				
当申賃合計額(貞)	年	月	日	年	月	日

1. 製品及びサービスごとの横幅 (単位: 円)

	-----	-----	-----	合計
1. 会員登録	-----	-----	-----	-----

外郊顧客への売上高	×××	×××	×××	×××
-----------	-----	-----	-----	-----

(1) 実上高 (単位：円)

日本	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
-----	-----	-----	-----	-----	-----

樣式第四號

被扶養人年齡別扶養人數		(単位：人)	
被扶養人年齡	扶養人數	被扶養人年齡	扶養人數
未滿1歲	xxxx	xxxx	xxxx
1~2歲	xxxx	2~3歲	xxxx
3~4歲	xxxx	4~5歲	xxxx
5~6歲	xxxx	6~7歲	xxxx
7~8歲	xxxx	8~9歲	xxxx
10~11歲	xxxx	12~13歲	xxxx
14~15歲	xxxx	16~17歲	xxxx
18~19歲	xxxx	20~21歲	xxxx
22~23歲	xxxx	24~25歲	xxxx
26~27歲	xxxx	28~29歲	xxxx
30~31歲	xxxx	32~33歲	xxxx
34~35歲	xxxx	36~37歲	xxxx
38~39歲	xxxx	40~41歲	xxxx
42~43歲	xxxx	44~45歲	xxxx
47~48歲	xxxx	50~51歲	xxxx
53~54歲	xxxx	56~57歲	xxxx
59~60歲	xxxx	62~63歲	xxxx
65~66歲	xxxx	68~69歲	xxxx
71~72歲	xxxx	74~75歲	xxxx
78~79歲	xxxx	81~82歲	xxxx
85~86歲	xxxx	88~89歲	xxxx
91~92歲	xxxx	94~95歲	xxxx
97~98歲	xxxx	100歲以上	xxxx

项目	指标	2020-2021学年		2021-2022学年		2022-2023学年	
		上学期	下学期	上学期	下学期	上学期	下学期
一、教学工作	1. 教学计划与执行	无	无	无	无	无	无
2. 教学质量	无	无	无	无	无	无	无
3. 教学改革与创新	无	无	无	无	无	无	无
4. 学生学习情况	无	无	无	无	无	无	无
二、科研工作	1. 科研项目	无	无	无	无	无	无
2. 学术论文	无	无	无	无	无	无	无
3. 学术报告与交流	无	无	无	无	无	无	无
三、社会服务	1. 社会实践	无	无	无	无	无	无
2. 公益活动	无	无	无	无	无	无	无
四、个人发展	1. 职业生涯规划	无	无	无	无	无	无
2. 专业技能提升	无	无	无	无	无	无	无
3. 团队合作与领导力	无	无	无	无	无	无	无
4. 健康与心理调适	无	无	无	无	无	无	无
五、综合评价	综合评价	无	无	无	无	无	无

樣式第五號

樣式第六號

樣式第七號

おもに、この問題は、既存の「政治的」の視点からではなく、「社会的」の視点から見えてくる。つまり、政治家が「政治的」な視点で問題を捉えようとした場合、必ずしも、その問題が「社会的」な視点で捉えられるとは限らない。たとえば、政治家が「政治的」な視点で、政治問題としての「政治的」な問題を捉えようとした場合、必ずしも、その問題が「社会的」な視点で捉えられるとは限らない。たとえば、政治家が「政治的」な視点で、政治問題としての「政治的」な問題を捉えようとした場合、必ずしも、その問題が「社会的」な視点で捉えられるとは限らない。

財務の動向によるキャッシュ・フロー	× ×
現金及び現金同等物の係留資本	× × ×
現金及び現金同等物の期初残高(△)	△
現金及び現金同等物の期末残高	× × ×
現金及び現金同等物の口頭契約性	× × ×

(注記上位)

- 1. 計画的期別によるキャッシュ・フローの仕様について、利害関係者の意見を踏まえて、改めて確認し、改めて確認して配慮することできるとき。
- 2. 用途及び目的の変更の範囲について、「用途によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「用途の変更」については、「財務状況によるキャッシュ・フロー」の区分に記載すること。
- 3. 金利の変動が大きい項目については、「その他」として一括して記載することとする。
- 4. 各項目を記載していく場合その他の上位の構造によりない場合には、当該構造にして記載すること。

